

## 特別国民体育大会 宿泊事務実施要領

### 1 趣旨

この要領は、「特別国民体育大会（鹿児島県）宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）及び「特別国民体育大会報道員及びその他大会関係者宿泊規程」（以下「宿泊規程」という。）に基づき、宿泊要項及び宿泊規程適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

### 2 宿泊申込手続き

#### (1) 宿泊申込代表者

特別国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）は、特別国民体育大会に参加し、または派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとに、それぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区 分		宿泊申込代表者
都道府県選手団	選手・監督	各都道府県体育・スポーツ協会会長
	本部役員	
視察員		
競技会役員		鹿児島県内の各競技団体の長
競技役員	県 内	
	県 外	
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
その他大会関係者		宿泊希望のあった各団体等の代表者

#### (2) 宿泊の申込み

##### ア 宿泊申込システム

特別国民体育大会の宿泊申込みは、宿泊申込システム（合同配宿本部が運営し、インターネットを介して、宿泊の申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常等があり、システムによる申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールにより申込みをできるものとする。

##### イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

合同配宿本部は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

##### ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、合同配宿本部から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要な事項を入力のうえ申し込む。

なお、合同配宿本部は、認証を受けた者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

合同配宿センター

※ 連絡先 〒892-0847 鹿児島県鹿児島市西千石町 17-27

第2 NADESHIKO BLD 2階

電話：099-219-5500 FAX：099-225-2270

※ システムのインターネットアドレス：別に定める

オ 申込期限

【事前登録】

区分	申込期限
都道府県選手団本部役員，視察員，競技会役員， 競技役員（県内，県外），報道員，その他大会関係者	令和5年6月15日（木）まで

（注）事前登録のない場合は，宿泊本申込を認められない。

【宿泊本申込】

区分	競技	申込期限
都道府県選手団 （本部役員）	水泳，ローイング，バレーボール（ビーチバレーボール），体操，レスリング，ゴルフ	令和5年8月7日（月）まで
	上記以外の競技	令和5年8月18日（金）まで
都道府県選手団 （選手・監督），競技会役員，競技役員（県内，県外）	水泳，ローイング，バレーボール（ビーチバレーボール），体操，レスリング，セーリング，自転車，相撲，カヌー，ボウリング，ゴルフ，トライアスロン	令和5年8月22日（火）まで
	上記以外の競技	令和5年9月7日（木）まで
視察員，報道員， その他大会関係者	水泳，ローイング，バレーボール（ビーチバレーボール），体操，レスリング，ゴルフ	令和5年8月7日（月）まで
	上記以外の競技	令和5年8月18日（金）まで

（注）宿泊申込期限以降は，宿泊申込みを受け付けない。

(3) 宿舎の決定

ア 合同配宿本部は，宿泊申込みを受理した後に宿舎の決定を行う。

イ 合同配宿本部は，宿舎を決定した場合には，宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 合同配宿本部は，宿舎を決定した場合には，当該宿泊施設（以下「指定宿舎」という。）に対し，配宿決定通知書兼宿舎確認回答書を送付する。

エ 合同配宿本部は，宿舎を決定した場合には，会場地市町村実行委員会（以下「会場地実行委員会」という。）に対し，配宿結果のデータをシステムにより確認ができるようにする。

(4) 宿泊の変更及び取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し（以下「宿泊変更等」という。）については，大

会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

また、都道府県選手団の宿泊に関し、不適切な対応が発生した場合は、「第 68 回国民体育大会における宿泊について」(平成 25 年 9 月 11 日付け第 25 回体協国体発第 85 号)の趣旨に基づき、日本スポーツ協会国民体育大会委員会に報告する。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、宿泊決定通知書が宿泊申込み代表者に到達した時または合同配宿本部がシステムにより画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力のうち、合同配宿本部に申し込む。

ただし、システムに異常等があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便またはメールにより行うことができるものとする。

エ 合同配宿本部は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認が行えるようにし、その処理経過を記録する。

オ 選手・監督が競技敗退後または荒天等による競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、宿泊要項により特例として取り扱う。

ただし、宿泊責任者が取消しを申し出る権利は取消しの理由となる事実が決定した後、申し出の効力の発生は宿舎に申し出があった日時とする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

### 3 宿泊責任者

(1) 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同じグループまたは行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

(2) 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と指定宿舎との間で必要な事務の処理にあたる。

### 4 宿泊料金等の精算

(1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税及び宿泊取消料（以下「宿泊料金等」という。）の精算は、宿泊要項及び宿泊規程の定めるところにより現地にて精算を行う。その精算方法は原則として現金払いとするが、各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は、この限りではない。

(2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について宿泊連絡票（様式 1）等により互いに確認する。

(3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書（様式 2）により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書 3 片のうち 1 片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1 片を速やかに合同配宿本部へ送付する。

また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

- (5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、宿泊責任者を債務者として宿泊料金等を請求する。

## **5 宿舎における紛議**

宿舎において紛議が生じたときは、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理にあたる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合には、合同配宿本部がその処理にあたる。

## **6 個人情報の取り扱い**

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、合同配宿本部において宿泊業務に限り利用し、本来の目的以外に利用しない。

また、収集した個人情報は、国民体育大会終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

## **7 その他**

この要領に定めのない事項については、合同配宿本部が別に定める。